

日行連発第1373号
令和3年12月27日

各 単 位 会 長 様

日本行政書士会連合会
会 長 常 住 豊
総務部
部 長 宮 本 重 則

デジタル手続法施行日に係る住民基本台帳法の改正に伴う
戸籍の附票の写しの交付に関する取扱いの変更について

標記の件につきまして、今般、政府よりデジタル手続法施行日に係る住民基本台帳法が改正され、令和4年1月11日より施行されることに伴い、戸籍の附票の写しに記載される事項が変更される旨の通知がありました。（詳細は、別添をご確認ください。）

具体的には、施行日以降に、職務上請求書を使用し、自治体の窓口等において、当該戸籍の附票の写しの交付請求を行った際に、交付される写しの取扱いが下記のとおり変更されます。

つきましては、各単位会にかれまして所属会員への周知とともに会員指導をお願いいたします。

なお、本会といたしましては、当該住民基本台帳法の改正に対応した職務上請求書の様式改訂の検討を進めているところです。また、現在使用可能な職務上請求書の経過措置等についても検討を行っており、その取扱いに関しての詳細は、決まり次第、早急にご案内申し上げます。

恐れ入りますが、何卒よろしくお願いいたします。

記

1. 施行日以降（令和4年1月11日）、戸籍の附票の写しに記載される事項
①氏名（フルネーム）、②住所、③住所を定めた年月日、④生年月日、⑤性別
※今般の改正に伴い、④および⑤が追加されます。
2. 施行日以降（令和4年1月11日）、原則として戸籍の附票の写しに記載されない事項
⑥戸籍の表示（本籍地及び筆頭者）、⑦在外選挙人登録情報
※戸籍の附票の写しの利用目的を達成するために、⑥および⑦についての記載が必要
であることを請求者が申し出た上で、市長村が認めるときは、戸籍の附票の写しに
⑥および⑦が記載されます。

以上

<別添>

- ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（周知依頼）（令和3年12月27日付事務連絡・総務省自治行政局住民制度課）
- ・デジタル手続法第9号施行日（令和4年1月11日）において施行される改正内容
- ・情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（通知）（令和3年11月25日付総行住第143号・総務省自治行政局長）

事務連絡
令和3年12月27日

日本弁護士連合会
日本司法書士会連合会
日本土地家屋調査士会連合会
日本税理士会連合会
全国社会保険労務士会連合会
日本弁理士会
日本海事代理士会
日本行政書士会連合会

御中

総務省自治行政局住民制度課

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（周知依頼）

時下ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記につきまして、別添のとおり令和3年11月25日付け総行住第143号総務省自治行政局長通知を发出了しました。

内容としましては、戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」の追加、戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る取扱いの変更について、「公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日」とされていた期日を令和4年1月11日に定めたものです。

つきましては、各会員への周知に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

(連絡先)

自治行政局住民制度課

担当：平野係長

市川事務官

中澤事務官

電話：03-5253-5517（直通）

FAX：03-5253-5592

デジタル手続法第9号施行日(令和4年1月11日)において施行される改正内容

- ① 戸籍の附票の記載事項の「出生の年月日」及び「男女の別」の追加(住基法第17条)
- ② 戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付における戸籍の表示(住基法第17条第1号)及び在外選挙人名簿情報(住基法第17条の2第1項)の取扱いの変更

上記②(戸籍の附票の写し及び戸籍の附票の除票の写しの交付に係る取扱いの変更)の内容

- ・ 本人等請求(住基法第20条第1項)
市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条第5項】
- ・ 公用請求(住基法第20条第2項)
市町村長は、特別の請求がない限り、戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報の記載を省略したものを交付することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条の2第4項】
- ・ 第三者申出(住基法第20条第3項)
戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、申出者からの申出により市町村長が表示することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条の3第7項及び第8項】
- ・ 特定事務受任者からの申出(住基法第20条第4項)
戸籍の附票の写しの利用の目的を達成するため戸籍の表示及び在外選挙人名簿情報が必要である場合には、申出者からの申出により市町村長が表示することができる。【住基法第20条第5項で読み替えて準用する第12条の3第7項及び第8項】

※戸籍の附票の除票の写しの交付については、住基法第21条の3を参照

総行住第143号
令和3年11月25日

各都道府県知事殿
各指定都市市長殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令等について（通知）

「情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律」（令和元年法律第16号。以下「デジタル手続法」という。）第2条による住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の一部改正等につきまして、本日、下記の政令が公布されました。

貴職におかれては、下記の事項につき、貴都道府県内の指定都市を除く市町村（特別区を含む。）に対してもこの旨周知願います。

記

第1 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（令和3年政令第312号）

デジタル手続法附則第1条第9号に掲げる規定（戸籍の附票の記載事項の追加等に係る規定）の施行期日を令和4年1月11日としたこと。

第2 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律附則第四条第二項及び第六項の政令で定める日を定める政令（令和3年政令第313号）

住民基本台帳法の一部改正に伴う経過措置を定めるデジタル手続法附則第4条第2項及び第6項の政令で定める日を令和4年1月11日としたこと。